

令和3年度糸満市市民提案型まちづくり事業 募集要項

目的

糸満市を良くしたい市民団体が、自分たちの思いを企画実施する取り組みに対し、予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することを目的とします。

補助対象団体

- ・活動の場が糸満市内にあること
 - ・事業メンバー5人以上で、メンバーの過半数が市内に在住、在勤、在学
 - ・団体として規則等が定められている
 - ・団体として代表者、役員等が定められている
- 例：会長（代表）、副会長（副代表）、会計、連絡担当など

次のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としません。

- ・政治、宗教又は営利を目的とした団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体
- ・前2号に掲げるもののほか、設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる団体

補助対象事業

市民団体等が住みよい地域社会実現のために、地域の活性化や地域の課題解決を目的として、糸満市内で実施し、自主的に取り組むまちづくり事業に補助します。

- ・これから活動を始めようとするまちづくり事業
- ・これまで行っているまちづくり事業を広げたり、ステップアップさせるまちづくり事業

次の条件のいずれかに該当するものは補助対象事業にはなりません

- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・地区住民の交流会、その他の親睦会的な事業
- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- ・公益性を欠くもの

補助金額

総額100万円

①10万円コース「ホップ」1団体

これから活動する団体へおススメ！

②20万円コース「ステップ」2団体

活動2年目以上の団体がこれまで行っている事業を広げたり、ステップアップさせる事業におススメ！

③50万円コース「ジャンプ」1団体

糸満市市制50年を記念として、特別枠を設けました！

※1団体につき原則として通算2回までとします。

ただし、最終交付の年度から2年経過した団体に関しては、再度申請を行うことが出来ます。

補助金の概算交付

当補助金は、概算払により交付することができます。

概算交付を請求しようとするときは、市長の定める期日までに、市民提案型まちづくり事業補助金概算交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

概算払を行う場合の交付額は、交付決定額の10分の9を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

また、団体名義の預金通帳が必要となります

※ゆうちょ銀行以外の預金通帳を開設してください。

応募方法

申請用紙入手方法

配布場所

糸満市役所 3階北側 市民生活環境課

- ・ 平日午前8時30分から午後5時15分まで（祝日は除く）

糸満市市民活動支援センター まちテラス

- ・ 平日午前9時から午後6時まで（祝日は除く）

応募方法

市民活動支援センターまちテラスへお持ち込みか郵送

（ファクシミリ・Eメールによる応募は受付できません）

申請期間

令和3年5月10日（月曜日）から6月11日（金曜日）まで

補助対象事業に対する申請等

- ・ 市民提案型まちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 市民提案型まちづくり事業提案書（別紙1）
- ・ 事業収支予算書（別紙2）
- ・ 規則（規約・会則など）
- ・ 構成員名簿（または準ずる名簿）
- ・ その他補助金の交付に関し参考となる書類等
- ・ 団体名義の預金通帳表紙のコピー

概算交付を希望する団体のみ

- ・ 市民提案型まちづくり事業補助金概算交付請求書（様式第4号）

補助対象となる費用

費用	説明
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ（アルバイト等含む）の人件費 ※団体構成員に対するものは除く
謝礼金	講師、専門家、出演者等への報償・謝礼金 ※団体構成員に対するものは除く
旅費	本市への招聘旅費等 （航空チケット、宿泊料、タクシーを除く公共交通機関運賃）
消耗品費	材料・燃料等、消耗品の購入費 ※商品券、駐車券等の金券購入代金、記念品の購入等の経費は除く
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、印刷にかかる費用
通信運搬費	事業実施に必要な切手・はがきの購入代金
委託費	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料	イベント会場等の使用料
賃借料	機械類の賃借（レンタル）料
保険料	保険料等（火災、地震等の家屋にかかるものは除く）
備品購入費	備品（3万円以下の経費）
その他	事業のために必要な経費で社会通念上適切である経費

補助対象とならない費用

費用	説明
食糧費	食事、弁当、茶菓子など、会議の来客用でも不可
光熱水費	団体の経常的な運営にかかる経費（事務所の光熱水費など）
その他	領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費 事業実施に直接かかわらない経費、社会通念上適切でない経費、市長が必要と認めない経費

※当補助金は「予算の範囲内で経費の一部をサポートすること」を目的としているため、収入に補助額の1割以上の「自己資金」を計上してください。

スケジュール

年月日	内容
令和3年 5月	申請（締切：6月11日まで）
6月	審査会、市長へ結果報告、結果通知
7月	市長表敬訪問、概算交付説明会、事業開始、活動状況の情報発信
8月	事業実施、活動状況の情報発信
9月	事業実施、活動状況の情報発信
10月	事業実施、活動状況の情報発信
11月	事業実施、活動状況の情報発信
12月	事業実施、活動状況の情報発信
令和4年 1月	事業実施、活動状況の情報発信
2月	事業実施、活動状況の情報発信 実績報告書の提出 ※締切：令和4年2月28日（月）
3月下旬～4月	補助金の交付

審査について

審査方法

「糸満市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱」に基づき、糸満市職員1名、有識者4名、計5名の審査委員で構成します。

審査のポイント

以下に基づき審査を行います

1. 公益性

不特定多数の市民の利益やサービスの向上につながる事業であるか

2. 先駆性

課題解決に向けて、発想や手法などが他に先駆けているか

3. 波及効果

地域の人を巻き込み、他の団体や地域で取り組める内容であるか

4. 実現継続性

具体的かつ実現可能で継続・発展の可能性がある事業であるか

5. 団体の適正性

適正な予算の積算で事業を遂行出来る実績や体制であるか

プレゼンテーション審査会（予定）

日時：令和3年6月27日（日曜日）

会場：糸満市役所 3-c会議室

※プレゼンテーションについては、団体から1名から2名の参加をお願いします。

※時間については、こちらからご連絡いたします。

審査方法

1 団体あたり所定時間15分

・事業説明（プレゼンテーション）5分

・質疑応答 10分

審査結果の発表

7月に全応募団体に書面にて通知するとともに、糸満市のホームページ等で発表します。また、別途、糸満市長への表敬訪問を予定しております。

採択決定後の手続き等

債権者登録申請書の記入

採択後、公金を入金する際に提出しなければならない書類であるため、こちらで作成し、提出いたします。

活動状況の情報発信

補助期間中の活動状況について、団体のホームページやSNS（ブログ、Facebook等）での積極的な情報発信をお願いします。

※情報発信ツールがない場合は、レクチャーいたします。

事業の変更・中止・廃止に伴う手続き

補助事業実施団体は、下記のいずれかに該当する場合は「市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書」（様式第5号）を提出し、承認を受けなければなりません。

- ・ 補助事業に要する経費配分の変更
- ・ 補助事業の内容を変更
- ・ 補助事業を中止、又は廃止

報告書等の提出

補助事業実施団体は、補助対象事業が終了したときは、令和4年2月28日（月曜日）までに、市民提案型まちづくり事業補助金対象事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければなりません。

- ・ 市民提案型まちづくり事業活動報告書
- ・ 収支報告書
- ・ 事業で作成したチラシやパンフレット、成果物等

留意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の条件を回避する形をとること。

提案事業の内容によっては、採択した場合でも外出自粛やイベント自粛等の関係から実施を取りやめていただくことがあります。

応募・お問い合わせ先

糸満市市民活動支援センター まちテラス

〒901-0361 糸満市字糸満989番地の83 糸満市場いとまーるE-1

(祝日を除く平日 午前9時から午後6時まで)

Eメールアドレス : info@machiterrace.com